

第21回 下野市都市計画審議会（書面開催）次第

令和3年1月18日（月）

1. 議事内容

(1) 議案

第1号 小山栃木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
（県決定）

説明：県が策定する小山栃木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、小山市・栃木市・下野市・野木町からなる都市計画区域における都市づくりの基本的な方針を定めるものになります。都市づくりの基本理念・将来の都市構造については令和17年、土地利用や都市施設等の決定方針については令和7年を目標としております。平成16年に当初の方針を策定し、概ね5年に1回毎に変更を行っており、今回3回目の変更を実施しようとするものです。最終的には、2月に開催されます県の都市計画審議会にて審議されるものですが、当審議会において委員の皆様のご意見をお伺いします。

第2号 小山栃木都市計画区域区分の変更について（県決定）

・自治医大駅西地区 ・西坪山工業団地東地区

説明：市街化区域と市街化調整区域との区分を定める区域区分について、昭和45年から区域区分を行っております。今回、市役所庁舎敷地であります『自治医大駅西地区』と新産業団地『西坪山工業団地東地区』の2地区において、市街化区域の編入を行うものでございます。議案第1号と同様に、最終的には、2月に開催されます県の都市計画審議会にて審議されるものですが、当審議会において委員の皆様のご意見をお伺いします。

第3号 小山栃木都市計画用途地域の変更について（市決定）

・自治医大駅西地区 ・西坪山工業団地東地区

説明：用途地域の変更については、第2号議案の区域区分の変更に伴い、市で指定し決定するものでございます。自治医大駅西地区については、周辺地区と調和した良好な市街地環境の形成を目指すため準工業地域に、西坪山工業団地東地区については、工業系の用途地域である工業専用地域に指定します。当審議会において委員の皆様のご意見をお伺いします。

2. その他

(1) 報告事項

開発許可事務の権限移譲と市街化調整区域における開発許可基準の引継ぎについて

説明：令和2年12月25日付、栃木県議会にて権限移譲の関連条例が可決され、令和3年4月1日付で本市へ開発許可権限が移譲されることになりました。

そのため、本市では開発許可に関連する条例を3月市議会に上程する予定です。

また、栃木県の開発許可基準を本市に引継ぐことで、調整を進めています。

(2) 次回の第22回都市計画審議会の日程について

令和3年3月25日（木）午後1時30分～ ※詳細については後日連絡いたします。